

所管部課	市民環境部 課税課		部長	田村 美砂	
件名	東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>地方税法施行規則で規定する法人市民税の確定申告書の様式改正に伴い、東大和市税条例施行規則に規定する様式について所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正する様式及び内容          市民税（法人）更正・決定通知書（第40号様式）          法人市民税の確定申告書に、「税額控除超過額相当額の加算額」の欄が追加されたため、関連のある「市民税（法人）更正・決定通知書」について、同様の欄を追加するとともに、追加に伴う項番の繰り下げ等の必要な改正を行う。</p> <p>(2) 施行日          公布の日</p> <p>(3) 影響および効果          法令の改正に基づいた適正な事務の執行を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。